

# 知って得する農業者年金

農業者の方は、  
国民年金の上乗せの公的な年金「**農業者年金**」  
に加入して安心して豊かな老後を！

終身年金で  
安心！



ポイント1 農業者なら誰でも入れる「**終身年金**」

ポイント2 一定の要件を満たす方には、**保険料の国庫補助**

ポイント3 税制面で**大きな優遇措置**



## 農業者なら誰でも入れる「終身年金」

### ●農業者年金の加入資格は3つだけ、農地の権利名義は不要

- ①年間60日以上農業に従事 ②65歳未満  
③国民年金第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）（ただし、60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者）

### ●保険料の設定は自由、加入・脱退も自由

保険料は月額2万円（35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円）から6万7千円の間で、千円単位で自由に決められいつでも見直しが可能です。さらに加入・脱退も任意のため、経営状況等に応じ柔軟な対応が可能になります。（ただし、脱退一時金はなく、積立てた保険料は将来年金として受給できます）

### ●「終身」で年金を受給でき、万が一の場合は死亡一時金も

農業者年金は「終身年金」のため、一生涯、年金を受け取ることができます。

また、万が一、80歳前に死亡した場合は、80歳までに受け取る農業者老齢年金の現在価値相当額を死亡一時金として、要件を満たす遺族の方が受け取れます。（死亡一時金は非課税。加入期間等により、保険料払込額を下回る場合があります。）

### 試算表 ～農業者年金の受給額の試算～

| 加入年齢 | 納付期間 | 保険料額 | 保険料総額 | 年金額（年額） |      | 想定される受給総額 |         |
|------|------|------|-------|---------|------|-----------|---------|
|      |      |      |       | 男性      | 女性   | 男性        | 女性      |
| 20歳  | 40年  | 1万円  | 780万円 | 61万円    | 53万円 | 1,305万円   | 1,419万円 |
|      |      | 2万円  | 960万円 | 80万円    | 69万円 | 1,716万円   | 1,867万円 |
| 30歳  | 30年  | 1万円  | 660万円 | 47万円    | 41万円 | 1,016万円   | 1,105万円 |
|      |      | 2万円  | 720万円 | 53万円    | 46万円 | 1,139万円   | 1,238万円 |
| 40歳  | 20年  | 2万円  | 480万円 | 31万円    | 27万円 | 674万円     | 733万円   |
| 50歳  | 10年  | 2万円  | 240万円 | 14万円    | 12万円 | 301万円     | 327万円   |

※上のケースは、通常加入で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が1.00%となった場合の試算です。受給総額は65歳の時点で想定される平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92歳まで生存した場合の金額です。

※運用利回りは、加入後の経済情勢により上下します。制度発足以降の21年間（令和4年度まで）の運用利回りの平均は、年率2.74%です。

※各金額は、単位未満を四捨五入により表示しています。

※予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、令和6年度は1.00%となっています。

※保険料額1万円のケースについては、35歳未満は保険料月額1万円で加入し、35歳以降は2万円で加入した場合です。

詳しい年金額  
シミュレーションは  
こちら➡



## 一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助

- 認定農業者かつ青色申告の方など、一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。（月額2万円のうち最高1万円、通算で最大216万円）
- 保険料の国庫補助分は、将来、経営継承をする等の一定の要件を満たせば、将来、特例付加年金として受給することができます。

## 税制面で大きな優遇措置

### ●保険料は全額社会保険料控除

支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となります。さらに、同一生計の家族分の保険料を支払っている場合、家族分も含めて控除の対象となります。

### ●保険料の運用益が非課税

一般の預貯金等の利子には約20%の税金がかかりますが、農業者年金の運用益は非課税です。

### ●将来年金として受け取る際も控除の対象

農業者年金として受け取った年金は、税制上、公的年金等控除の対象となります。

**事務経費は国が負担しているため、払った保険料の全額が運用されます。**

農業者年金の内容やご相談については、最寄りの農業委員会かJAまたは農業者年金基金にお問い合わせください。

### 独立行政法人 農業者年金基金

●専門相談員

●企画調整室

TEL: 03-3502-3199

TEL: 03-3502-3942